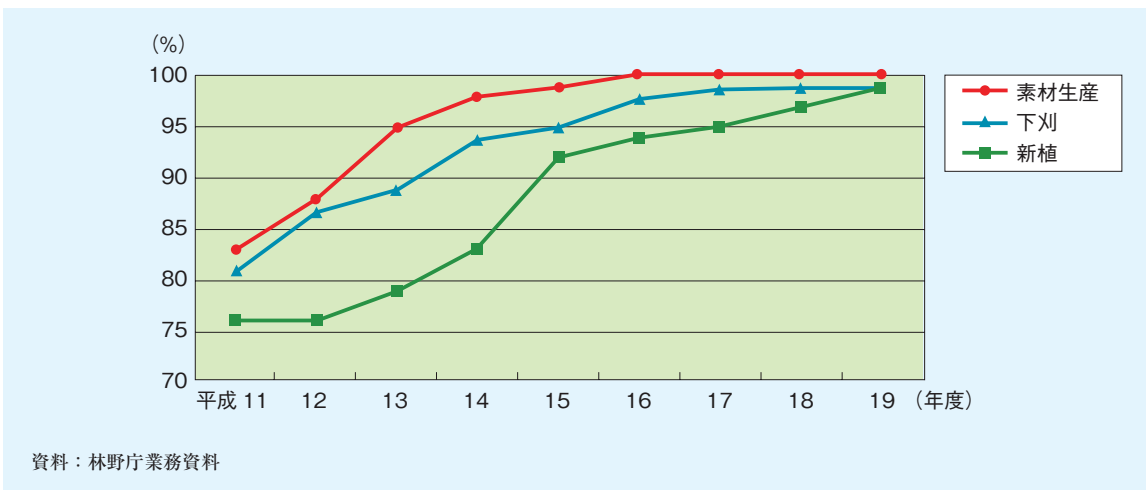


3 国有林野事業における改革の取組

(財務状況の健全化)

国有林野事業では、自然環境の保全など公益的機能重視の管理経営を行う中で、林産物の販売や資産の徹底した見直しに伴う土地売払いの推進による収入確保、組織・要員の合理化、民間委託による森林整備事業の効率的な推進等により（図V-7）、財務の健全化に努めてきた。このような収支改善努力の結果、平成16年度以降、新規借入金をゼロとしている。

図V-7 国有林野事業の民間委託率の推移



(一般会計化・一部独立行政法人化に向けた動き)

国有林野事業は、平成18年に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年6月法律第47号）において、平成22年度末までに一般会計化、一部独立行政法人化を検討することとされた。

一方、独立行政法人緑資源機構は、平成20年4月1日に解散し、これまで緑資源機構が行ってきた水源林造成事業については、経過措置として独立行政法人森林総合研究所に承継され、その後国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に引き継ぐこととされた。

これらについては、多岐にわたる課題がある中で、国有林野が果たしている公益的機能の重要性を踏まえつつ、幅広い観点から慎重に検討している。